

坂東市地域複合施設建設基本設計業務仕様書（案）

1 業務名称 坂東市地域複合施設建設基本設計業務

2 施設概要

（１）施設名称 （仮称）坂東市地域複合施設

（２）施設の場所 坂東市山２７３０番ほか

（３）用途及び面積

ア 施設１（１，０００㎡程度から１，５００㎡程度まで）

さしま窓口センター、教育支援センター、屋内遊戯室、会議室、
市民交流スペース、授乳室 等

イ 施設２（１，５００㎡程度）

全天候型広場（大屋根、人工芝広場 等）

ウ 施設３（８，０００㎡程度）

公園・緑地広場

エ 施設４（６，０００㎡程度）

駐車場、駐輪場

3 業務内容

（１）坂東市地域複合施設建設工事に係る基本設計

坂東市地域複合施設の建築（意匠、構造）、電気設備、機械設備、防災設備、外構の基本設計、設計概要書の作成、ランニングコストの算定、工程表の作成等を行う。

（２）会議等への参加及び協力

関係機関との調整、庁内の会議や市民説明等における資料の作成、説明、助言等を行う。

（３）その他の業務

坂東市地域複合施設を建設する上で関係する法令、条例等に基づく資料の作成及び手続、電波障害調査、災害対策に必要な施設の検討、コスト縮減検討、省エネ化に関する検討、３Ｄ映像の作成等を行う。

4 業務計画書等

(1) 受注者は、業務に着手するときは、着手届とともに、次の書類を市に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 業務工程表

イ 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書及び資格証写し

ウ 業務計画書

(2) 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 設計方針

ウ 業務工程

エ 業務組織計画及び経歴書

オ 打合せ計画

カ 成果品の内容・部数

キ 使用する主な図書及び基準

ク 連絡体制

ケ その他必要な事項

(3) 受注者は、業務工程表の作成に当たっては、発注者が行う成果品等の審査確認のための日数を確保するものとする。

(4) 受注者は、提出した業務工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合には、発注者と契約期間内に業務が完了するよう、速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。

(5) 受注者は、委託業務について、業務の一部を再委託する場合には、再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。

(6) 業務を完了したときは、業務完了通知書を提出するものとする。

5 打合せ及び記録

打合せは、次の時期を盛り込んだ打合せ計画を基に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

(1) 業務着手時

(2) 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

(3) その他関係機関との協議

6 秘密の保持

受注者は、作成する設計図書及びそれに関わる資料並びに市から提供を受けた関連資料を当該設計に携わるもの以外に漏らしてはならない。特に、積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

7 成果品

(1) 建築（総合）

ア 計画説明書

イ 設計概要書

ウ 仕上表

エ 面積表及び求積図

オ 敷地案内図

カ 配置図、平面図（各階）、断面図、立面図

キ 施設のイメージ図（内観、外観）

ク 工事費概算書

ケ 比較検討・根拠資料

コ その他発注者からの作成指示資料

(2) 建築（構造）

ア 構造計画説明書

イ 構造設計概要書

ウ 工事費概算書

エ その他発注者からの作成指示資料

(3) 設備（電気設備、機械設備等）

ア 設備計画説明書

イ 設備設計概要書

ウ 工事費概算書

エ 各種技術資料（比較検討資料、主要設備選定資料等）

- オ その他発注者からの作成指示資料
- (4) その他
 - 打合せ議事録